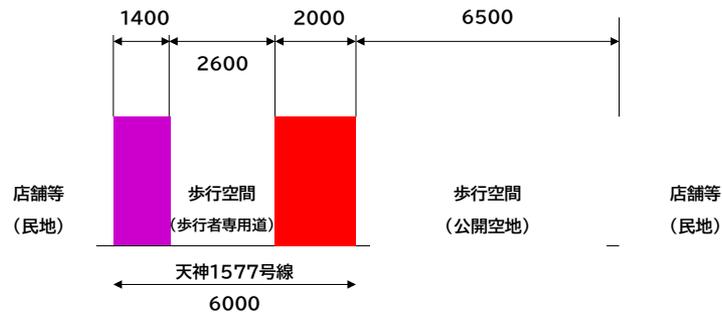


利便増進誘導区域の指定

<標準断面図>



【特記事項】

当該区域の活用にあたっては、以下の項目をすべて満たす場合のみ活用を認める。

- ①交通管理者と協議のうえ、車道の一部や歩道、公開空地において、歩行空間を十分に確保できると認められる場合
- ②交通管理者と協議のうえ、緊急車両の通行に支障がないと認められる場合

